

## 福井市結核予防事業補助金交付実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、結核の早期発見及び感染のまん延防止を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条第1項の規定に基づく結核予防事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、法第53条の2第1項の規定に基づく定期の健康診断とする。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法第53条の2第1項の規定に基づく定期の健康診断を実施する学校又は施設の設置者（国、県及び市の設置する学校及び施設を除く。）
- (2) 市税の滞納がない者

### (対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表第3欄に定めるところによる。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額を比較して、いずれか低い額に別表第4欄の補助率を乗じて得た額を交付する。ただし、その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。

- (1) 別表第2欄に定める基準額の合計額
- (2) 別表第3欄に定める対象経費の実支出額
- (3) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

### (交付申請)

第6条 補助事業者は、市長が別に定める期日までに福井市結核予防事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 福井市結核予防事業補助金所要額調（様式第2号）
- (2) 福井市結核予防事業補助金所要額内訳表（様式第3号及び付表）
- (3) 福井市結核予防事業支出見込額明細書（様式第4号及び5号）
- (4) 福井市結核予防事業収支予算（見込）書抄本（様式第6号）

2 補助事業者は、交付決定前に対象事業を実施するときは、福井市結核予防事業補助金事前着

手届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項に規定する書類のほか、必要な書類を提出させることができる。

#### （交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、福井市結核予防事業補助金交付決定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果により補助金を交付することが不相当と認め交付しないことを決定したときは、速やかに補助事業者に対してその旨を通知しなければならない。

#### （補助事業の変更）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定通知後に補助事業の内容又は経費の変更（軽微な変更を除く。）があったときは、速やかに福井市結核予防事業補助金変更交付申請書（様式第9号）に第6条第1項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

#### （補助金の変更交付決定）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を変更交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の変更を交付決定し、福井市結核予防事業補助金変更交付決定通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

#### （補助事業の実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに福井市結核予防事業完了実績報告書（様式第11号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 福井市結核予防事業補助金精算書（様式第12号）
- (2) 福井市結核予防事業補助金所要額内訳表（様式第13号及び付表）
- (3) 福井市結核予防事業実支出額明細書（様式第14号及び15号）
- (4) 福井市結核予防事業収支決算（見込）書抄本（様式第16号）
- (5) 福井市結核予防事業実支出額明細書に記載されている単価、数量及び支払金額が分かるものの写し、並びに健診受診者名簿

#### （補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、規則第12条の規定により、交付する補助金の額を確定し、福井市結核予防事業補助金確定通知書（様式第17号）により、補助事業者に通知するものとする。

#### （交付請求）

第12条 前条の通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、福井市結核予防事業補助金交付請求書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

(関係書類の保存)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係書類、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類について、補助事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和7年3月31日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

## 別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
結核予防事業 (健康診断)	次により算定した額の合計額  (1) 医療機関等でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ人数×454 円  (2) 医療機関等で 70mm ミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ人数×478 円  (3) 医療機関等で 100mm ミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ人数×506 円  (4) 医療機関等で直接撮影を行った者の延べ人数×1,767 円  (5) 医療機関で精密検査（直接撮影のみ）を行った者の延べ人数×1,767 円	学校又は施設の設置者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 2 第 1 項の規定による健康診断を行うために必要な報酬、職員手当（特殊勤務手当）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2 / 3